

白河市建築物吹付けアスベスト等含有調査助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物に使用されているおそれのあるアスベストの含有調査を行うことで、市民の健康被害を防止し、生活環境の保全を図るため、民間事業者が行う吹付けアスベスト等含有調査に要する費用の一部又は全部を予算の範囲内で補助金を交付することについて、白河市補助金等交付規則（平成17年白河市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト 天然の鉱物繊維であるアクチノライト、アモサイト、アンソファイト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライトをいう。
- (2) 吹付けアスベスト等 吹付けアスベスト、吹付けロックウール、吹付けパーミキュライト及び吹付けパーライトでアスベストの重量が当該建材質量の0.1%を超えるものをいう。
- (3) 吹付けアスベスト等含有調査 建築物石綿含有建材調査者が行うアスベストの含有に係る調査及び、分析機関で行う採取した試料の分析をいう。
- (4) 建築物石綿含有建材調査者 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項に規定する者をいう。
- (5) 民間事業者 国、地方公共団体その他公的な機関（以下「公的機関」という。）以外の者が所有する建築物（以下「民間建築物」という。）の所有者（対象建築物が区分所有建物である場合は、当該区分所有建物の管理組合又は区分所有者全員の同意を得た代表者）をいう。

(補助の交付要件)

第3条 補助の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内にある民間建築物であること
 - (2) 吹付けアスベスト等が施工されているおそれがあること
 - (3) アスベスト調査台帳等のアスベスト対策に係る建築物のデータベースに記載された、次のア又はイに該当する建築物であること
- ア 昭和31年から平成元年までに施工された民間建築物のうち、延べ面積が1,000㎡以上のもの

イ 昭和31年から平成元年までに施工された民間建築物のうち、不特定多数の者が利用する(ア)、(イ)及び(ウ)に掲げる用途が含まれている建築物で、建築物全体の延べ面積が300㎡以上のもの

(ア) 集会場その他の建築基準法別表第一(イ)欄(一)項に掲げる用途

(イ) ホテル及び旅館

(ウ) 飲食店、物販店舗その他の建築基準法別表第一(イ)欄(四)項に掲げる用途

(4) 過去に国又は地方公共団体による同様の補助を受けてないこと

2 補助の対象となる吹付けアスベスト等含有調査(以下「補助対象事業」という。)の方法は、JISA1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」を標準としなければならない。ただし、厚生労働省が公表した方法でアスベストの有無を分析できる場合は、これによることができる。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、民間事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付の対象者として市長が不相当と認めるものは交付の対象者とししない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助の対象となる経費は、吹付けアスベスト等含有調査に係る経費とする。

2 補助金の額は、補助対象建築物1棟につき、補助対象事業に要する費用の額とし、25万円を限度とする。

3 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第5条第1項に規定する申請は、同項の規定にかかわらず白河市建築物吹付けアスベスト等含有調査助成事業補助金交付申請書(第1号様式)によるものとし、補助金の交付を受けようとする民間事業者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業に着手する日の30日前までに次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象建築物の付近見取図

(2) 補助対象建築物の平面図(吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある箇所を図示)

(3) 現況写真(補助対象建築物外観及び吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある箇所)

(4) 補助対象建築物の登記簿謄本、若しくは所有権を証明する書類

(5) 補助対象建築物の所有者全員の合意があることを証明する書類(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。))

第3条に規定する区分所有者の団体からの申請を除き、補助対象建築物が共有物である場合に限る。)

(6) 区分所有者の集会等において、当該事業を実施する決議がなされたことを証明する書類（区分所有法第3条に規定する区分所有者の団体からの申請に限る。)

(7) 吹付けアスベスト等含有調査に係る経費の内訳がわかる見積書の写し

(8) 建築物石綿含有建材調査者講習修了の写し

(9) その他、市長が必要とする書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、補助金の交付を決定したときは、白河市建築物吹付けアスベスト等含有調査助成事業補助金交付決定（変更）通知書（第2号様式）により、その内容等を申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第8条 申請者は、前条に定める決定通知書を受けた後に補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、白河市建築物吹付けアスベスト等含有調査助成事業変更交付申請書（第3号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない

2 規則第7条第2項の規定に基づき中止又は廃止の承認を受けようとする場合は、同項の規定にかかわらず、白河市建築物吹付けアスベスト等含有調査助成事業中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、申請者が次のいずれかに該当したときは、第6条による決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたことが判明したとき。

(2) その他市長が不相当と認める理由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その理由を付して、白河市建築物吹付けアスベスト等含有調査助成事業交付決定取消通知書（第5号様式）により申請者に通知しなければならない。

(補助事業の着手)

第10条 申請者は、第7条の通知を受けた後でなければ、補助対象事業に着手することができない。

(完了実績の報告)

第11条 規則第16条の規定による実績報告は、同項の規定にかかわらず白河市建築物吹付けアスベスト等含有調査助成事業完了実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について市長の承認を受けた場合においては、承認を受けた日。）から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決

定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 内訳のわかる請求書
- (3) 分析結果報告書の写し
- (4) 調査箇所の採取中及び採取後の写真
- (5) その他、市長が必要とする書類
(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により報告を受けた場合、その報告書の内容を審査及び必要に応じて現地確認を実施し、補助事業の成果が補助金の交付決定内容に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、申請者へ白河市建築物吹付けアスベスト等含有調査助成事業補助金確定通知書（第7号様式）を通知する。

(補助金の交付請求)

第13条 市長は、前条の規定により交付すべき額を確定した後に、補助金を支払うものとする。

- 2 申請者は前項の支払いを受けようとするときは、白河市建築物吹付けアスベスト等含有調査助成事業補助金交付請求書（第8号様式）に必要な書類を添付し、市長に提出するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。